

Welcome to the Republic of China
中華民國海關申報單

中華民國稅關申告書

入境日期： 日 月 年

入国日：日 月 年

姓名 氏名		
護照號碼(パスポート番号) (入境證號)(入国証明番号)	國籍 国籍	
出生日期 生年月日 日 月 年	飛機班次 航空便名	起程地 出發地
隨行家屬人數 同伴家族の人数		
國內住址 台湾国内での住所		

1. 旅客有背面說明所列之應申報事項者，請於下表內填明，並選擇「應申報棧」(即紅線棧) 通關。如無應申報事項，本申報單免填報，請選擇綠線棧通關。
- 旅行者の方で裏面の説明に記載されている申告すべき事項がある場合は、下表に明確に記入し、「税関申告カウンター」(赤いラインのカウンター)で税関手続きを行ってください。申告する事項がない場合は、この税関申告書を記入し申告する必要はありませんので、緑のラインのカウンターを通過してください。
2. 對於物品申報或選擇紅、綠線棧有疑問者，請先洽詢海關關員。
- 物品の申告または赤いライン、緑のラインのカウンターの選択についてご不明な点がある場合は税関職員までお問合せください。

物品名稱	數量	總額
物品の名称	数量	総額

茲聲明全部申報均屬正確無誤

ここにすべての申告が正確で誤りがないことを宣言します。

旅客簽名 旅行者署名 _____

海關處理欄
税関使用欄
關員簽名 _____
税関職員署名 _____

通關說明 税関についての説明

- 有下列應申報事項者，請於正面申報並選擇「應申報棧」(即紅線棧) 通關(隨行家屬行李得由其中1人合併申報)：
下記の申告すべき事項がある場合は、この申告書表面に記載し、「税関申告カウンター」(赤いラインのカウンター)で税関手続きを行ってください。(同伴家族の手荷物については、その内の1名の申告書に併せて記入し申告できます)：
- 行李物品總價值逾免稅限額新臺幣3萬5千元或菸、酒逾免稅限額(捲菸200支或雪茄25支或菸絲1磅或經衛生福利部核定通過健康風險評估審查之指定菸品200支、酒1.5公升。菸品限年滿20歲旅客攜帶；酒類限年滿18歲旅客攜帶)。手荷物の物品の總額が免稅範圍の金額である3万5千新台幣ドルを超える、またはたばこ、酒類の免稅範圍の量(紙巻たばこ200本、葉巻たばこ25本、刻みたばこ1ポンドまたは衛生福利部の承認を受け、健康リスク評価審査に合格した指定たばこ200本、酒類1.5リットル。たばこは20歳以上の旅行者の携帯品に限ります。酒類は18歳以上の旅行者の携帯品に限ります。)
 - 外幣、香港或澳門發行之貨幣總額逾等值美幣1萬元、人民幣逾2萬元、新臺幣逾10萬元(如未申報或申報不實者，一經查獲超額部分將被沒入)。外貨、香港またはマカオで発行された貨幣の總額が1万米ドル相当を超える、2万人民币元を超える、10万新台幣ドルを超える場合(未申告または虚偽の申告を行った場合、検査により発見された場合、超過分の金額は没収されます。)
 - 無記名之旅行支票、其他支票、本票、匯票或得由持有人在 本國或外國行使權利之其他有價證券總面額逾等值美幣1萬元或黃金價值逾美幣2萬元(如未申報或申報不實者，處以相當於未申報或申報不實之有價證券價值或黃金之罰鍰)。無記名のトラベラーズチェック、その他の小切手、約束手形、為替または所有者が本国または外国で権利を行使できるその他の有価証券の額面が1万米ドル相当、または金の価値が2万米ドルを超える場合(未申告、または虚偽の申告を行った場合、未申告または虚偽の申告による有価証券または金の価格に相当する罰金刑が科せられます。)
 - 有被利用進行洗錢之虞之物品，指超越自用目的之鑽石、寶石及白金逾等值新臺幣50萬元(如未申報或申報不實者，處以相當於未申報或申報不實之物品價值之罰鍰)。マネーロンダリングに利用される恐れのある物品とは、個人使用の目的を超えるダイヤモンド、宝石及びプラチナで50万新台幣ドル相当を超える場合を指します(未申告、または虚偽の申告を行った場合、未申告または虚偽の申告による物品の価格に相当する罰金刑が科せられます。)
 - 水產品或動植物及其產製品(水果及其他經檢疫不合格物品一律銷毀或退運)。水産品または動植物及びその製品(果物及びその他の檢疫により不合格となった物品は一律廃棄または返送されます。)
 - 不隨身行李(後送行李)。別送の荷物(後から送付する荷物)。
 - 其他不符合免稅規定或應申報事項。その他の免稅の規定に一致しない、または申告すべき事項。

以上應申報而未申報或申報不實者，將依海關緝私條例等相關法規處。以上、申告すべきでありながら未申告または虚偽の申告をした場合、税関密輸防止法などの関連する法規に基づき処罰されます。

敬請注意 ご注意

- 除上列事項應詳為申報外，敬請旅客特別注意，未經主管機關許可，攜有下列物品者，將觸犯刑事法令規定而受罰：
上記の事項を詳細に申告しなければならないほか、関係当局からの許可を得ずに下記の物品を携帯している場合、刑法違反となり処罰されますので、旅行者の皆様は特にご注意ください。
(1)武器、槍械、彈藥。武器、銃器、弾薬。
(2)非醫師處方或非醫療性之管制藥品，包括鴉片、海洛因、古柯鹼、安非他命、大麻菸等。醫師が処方したものではない、もしくは非医療的な性質の規制薬品。アヘン、ヘロイン、コカイン、覚醒剤、大麻なども含まれます。
(3)保育類野生動物及其產製品。絶滅危惧種の野生動物及びその製品。
(4)違反「商標法」或「著作權法」之仿冒品。「商標法」または「著作權法」に違反した知的財産侵害物品。
- 旅客攜帶進口供自用之物品，進口後不得作營業用途使用。旅行者の方が携帯して輸入する物品は個人の使用のみに用いられ、輸入後營業用の用途に用いることはできません。